

社会福祉法人 上伊那福祉協会
女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表について

当法人の、男女の賃金の差異は以下のとおりです。

男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

事業年度		令和5年度
対象期間	自	2023年4月1日
	至	2024年3月31日
全労働者		91.6%
正社員		84.3%
パート・有期社員		111.6%

賃金：基本給・各種手当・賞与含む

正社員：正規職員

パート・有期社員：非正規職員・嘱託含む・派遣社員を除く